

2026/5/21

お客様各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年4月1日付の内閣府令の一部を改正する内閣府令第三十四号により、特定原材料として新たにカシューナッツが追加されました。

弊社では、本改正を受け、食物アレルギー検査(特定原材料:カシューナッツ)の受託を開始いたしました。

受託する検査は以下のとおりです。

- ◇ スクリーニング検査(ELISA法による定量検査)
- ◇ 確認検査(リアルタイムPCR法による定性検査)
- ◇ イムノクロマト法によるアレルギー拭き取り検査
- ◇ イムノクロマト法による食品中のアレルギー検査

詳しくは弊社ホームページ、お問い合わせ・相談、ご依頼のフォームからお問い合わせください。

[試験分析に関するお問い合わせ](#)

[その他お問い合わせはこちら](#)

[ご依頼のフォームはこちら](#)

[ご依頼・お問い合わせの流れはこちらからご確認ください](#)

引き続き、ご愛顧のほどよろしくお願い致します。